

熊本市における 宿泊税の制度方針について

令和6年11月

熊本市財政局税務部税制課

熊本市経済観光局観光交流部観光政策課

目 次

1	本市の宿泊税制度	・ ・ ・ ・ ・ P 1
2	宿泊事業者への支援策（案）	・ ・ ・ ・ ・ P 3
3	これまでに寄せられたご質問への回答	・ ・ ・ ・ ・ P 6
4	使途の概要について	・ ・ ・ ・ ・ P 8
5	今後のスケジュール（案）	・ ・ ・ ・ ・ P10

1 本市の宿泊税制度

1

熊本市宿泊税検討委員会からの答申内容を基本としつつ、宿泊事業者の皆様との複数回にわたる意見交換会、勉強会、アンケート調査でお寄せいただいたご意見等を踏まえて検討を行った結果、以下を制度方針といたします。

項 目	熊本市の制度
課税客体等	・ 課税客体 ： 熊本市に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為 ・ 課税標準 ： 宿泊施設への宿泊数 ・ 納税義務者： 宿泊施設への宿泊者
徴収方法	・ 徴収方法：<u>特別徴収</u> （宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し市へ納入する。）
税率 （税額）	・ 税率区分：<u>税率区分は設けない（一律定額）</u> ・ 税額：<u>1人1泊につき 200円</u>
非課税事項 （免税点） （課税免除）	・ <u>免税点・課税免除は設けない。</u>
申告納入期限	・ 毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の分を申告し、納入する。 ・ 一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能

項 目	熊本市の制度
課税期間 (見直し期間)	・ <u>導入後2年が経過した時点で初回の見直し</u>検討を実施、<u>その後は5年ごとに見直し</u>を行う。
徴収事務負担に対する 支援策	・ 宿泊事業者の特別徴収にかかる労務や費用的な負担を支援するため、<u>特別徴収交付金制度</u>を設ける。⇒【支援策1】 ・ 特別徴収を実施するにあたり、レジシステムの整備等、<u>イニシャルコスト</u>として宿泊事業者が負担する費用に対する助成制度を設ける。⇒【支援策2】
入湯税	・ 入湯税の改正は行わない。
導入の時期	・ 令和6年第2回定例会において表明したとおり、令和8年のできるだけ早い時期の導入に向け、事務的な準備を進めていく。

【支援策1】特別徴収交付金

（1）制度概要 宿泊事業者の皆様が税の徴収にかかる労務や費用的な負担を支援するため、納期内納入額に対し、一定の率をかけた額を交付します。

（2）交付率の考え方

- ・他自治体の交付率を参考に、本市や他自治体の宿泊事業者の皆様から出されたご意見を踏まえ、近年の決済環境の変化（クレジットカード決済やOTA（オンライン旅行取引事業者）の増加）、人件費の上昇を勘案するもの
- ・TSMCの進出等によるインバウンドの増加により、外国人宿泊客への対応等、宿泊事業者の事務負担が増大することに鑑み、交付率を5年間上乘せするもの

（3）交付率 上記「交付率の考え方」を勘案し、他都市の交付率（P4参照）の範囲内で検討中

【支援策2】システム整備費助成

（1）制度概要 宿泊事業者の皆様が税の特別徴収を実施するにあたり、レジシステムの整備等、イニシャルコストとして負担する費用に対して助成を行います。

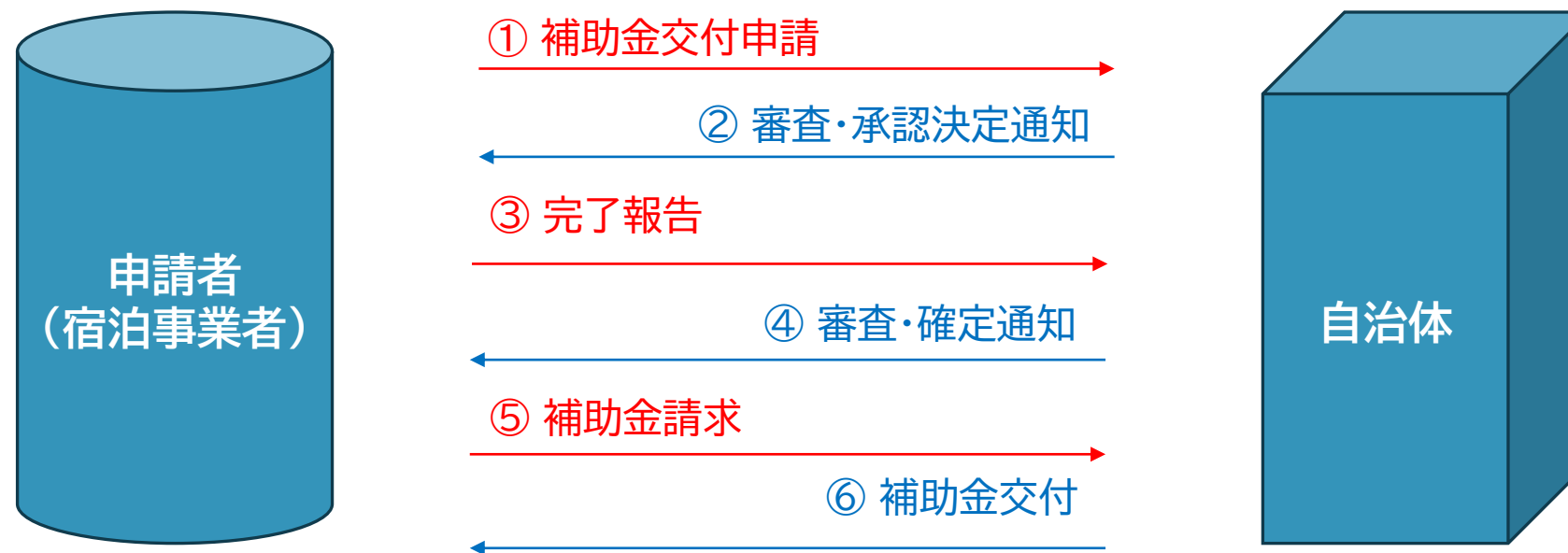
（2）補助率 一定の限度額を設けた上で、2分の1以上の補助率とする方向で検討中

【支援策1】特別徴収交付金

交付率(%)		システム 整備費助成	自治体	備考
基本	導入後5年間			
2.5	3.0		東京都	導入後5年間の上乗せ措置は終了
			大阪府	
			京都市	
			倶知安町	
	-	○	長崎市	
	-	○	常滑市	
	3.0	○	熱海市	
	3.0+月1,000円		金沢市	上乗せ措置を令和10年度まで継続
	3.0 (※3.5)		福岡県	※全ての申告を電子で行い、かつ、 期限内納入の場合はさらに0.5% を加算
			福岡市	
			北九州市	
5.0	-		二セコ町	

【支援策2】システム整備費助成

自治体	制度内容
長崎市	【補助率】 2分の1(千円未満切捨て)
熱海市	【限度額】 50万円 【注意点】 交付決定前の事前着手は補助対象事業として認められない。
常滑市	【補助率】 ①50万円まで全額補助 ②50万円を超える部分は2分の1補助 【限度額】 ①、②合わせて補助額100万円を限度とする 【注意点】 交付決定前の事前着手は補助対象事業として認められない。



【整備対象例】

- ・レジシステムの改修及び構築
- ・ソフトウェアの購入
- ・PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器(※プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器は、印刷或いはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー、複合機と呼称される製品が対象となる。)
- ・POSレジ、モバイルPOSレジ、宿泊税用券売機

※納品、支払い確認に係る書類提出が必要となるため、システム事業者などからの購入に限る。(個人やネットでの販売は不可)

3 これまでに寄せられたご質問への回答

これまでにいただいたご質問につきましては、内容のまとめりごとにまとめて回答させていただく予定です。準備ができ次第、熊本市ホームページにて公開させていただきます。

Q1 免税点、課税免除は設けないということだが、例えば0歳の赤ちゃんでも課税されるのか。

A1 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は、宿泊税の課税対象となります。
ただし、宿泊料金がかかっていない場合(添い寝の場合など)は、宿泊税は課税されません。

Q2 子どもの宿泊料を徴収していないが、施設使用料として定額料を負担いただく場合がある。この場合の施設使用料は宿泊料金にあたるのか。

A2 宿泊料金に含まれるものの例として、「清掃代、寝具使用料、入浴代など」があり、宿泊料金に含まれないものとして「食事代、遊興費など」があります。そのため、当該施設使用料が寝具使用料や入浴代などの宿泊の利用行為の対価として負担いただくものであれば、宿泊税を徴収していただくこととなります。

Q3 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となるのか。

A3 いわゆるウィークリーマンションなどの短期貸付住宅については、営業実態により旅館業法上の営業施設と判断された場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q4 宿泊施設を複数経営している場合は、まとめて申告納入できるのか。

A4 原則、宿泊施設ごとの登録・申告・納税となります。例外として、以下のすべてに該当する場合は、まとめて提出できる場合があります。

- ① 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。
- ② 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

Q5 宿泊税の広報物は外国語対応をしてほしい。

A5 本市の観光客に占める外国人の国籍の割合を考慮し、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語に対応したポスターやパンフレット等を作成し、宿泊事業者の皆様へ配布する予定です。

(1) 熊本市観光マーケティング戦略について

- 本戦略は、熊本市第8次総合計画の分野別計画として、今後の観光振興の取組を強化していくための基本的指針として本年3月に策定。
- 戦略で目指すビジョン「訪れる人が、暮らす人と共に上質なときを創るまち くまもと」の実現に向けて、以下の4つの基本方針のもと様々な取組を進めていくこととしている。

基本方針	【基本方針1】 世界に選ばれる観光都市・熊本の創造  熊本城をはじめとする歴史文化や世界に誇る水資源、中心市街地の賑わいなどの、熊本市ならではの観光資源の魅力向上や高付加価値化を図り、観光都市としてのプレゼンスを高めます。	【基本方針2】 訪れる人にやさしい滞在環境の構築  質の高い観光情報の発信や目的地までの移動の円滑化、快適で安心な滞在環境の構築に取り組み、国内外の旅行者の満足度を図ります。	【基本方針3】 強みをいかした戦略的な誘客促進  国内外の市場調査を踏まえたニーズ把握や、戦略的なプロモーション、熊本ならではのMICEの推進、ファンと一体となった情報発信などの戦略的な誘客を図ります。	【基本方針4】 観光振興を通じた熊本市の活性化  観光産業の経営基盤強化や市民と旅行者による持続可能な観光まちづくりを推進し、観光振興を通じた本市の活性化を図ります。
	基本施策 (1)熊本城の魅力の最大化 (2)世界に誇る水資源のブランディング (3)観光資源の魅力創出 (4)まちの魅力の発揮	(1)質の高い観光情報の発信 (2)目的地までの移動の円滑化 (3)快適で安心・安全な滞在環境の構築	(1)市場調査に基づく施策の検討・検証 (2)戦略的なプロモーション (3)熊本ならではのMICEの推進 (4)熊本ファンと一体となった誘客促進	(1)観光産業の経営基盤強化 (2)持続可能な観光まちづくりの推進

(2) 使途の考え方

- ・ 宿泊税は、熊本市観光マーケティング戦略に基づく事業に優先順位を設けて充当する。
- ・ 熊本市への来訪や滞在の促進と、旅行者の満足度向上を図る観点に留意し、観光資源の魅力づくり、旅行者に優しい滞在環境づくり、誘客プロモーションなどを中心とした新規事業や既存事業の拡充を中心に充当する。

(3) 宿泊税の使途として想定される事業の規模（財政需要）

基 本 方 針	宿泊税の使途として想定される事業の規模	
	取 組 内 容 例	事 業 規 模
1 世界に選ばれる観光都市・熊本の創造	・ 熊本城と新町・古町地区、水前寺成趣園とジェーンズ邸・夏目漱石旧居など、各エリアにおける一体的なイベント開催や情報発信 ・ 肥後細川文化、宮本武蔵、西南戦争等の歴史文化を踏まえ、親和性のあるコンテンツの関連付け、ストーリー化 ・ 歴史文化施設や水前寺江津湖公園、金峰山、植木温泉等の自然、食文化等をいかした体験型観光の推進	約3億円
2 訪れる人に優しい滞在環境の構築	・ 旅行者への観光情報発信 (観光案内所の充実、案内サインの内容充実や多言語化、デジタルサイネージの活用、観光スポットの深い知識をもった地域通訳案内士の育成など) ・ 目的地までの移動の円滑化 (最適な交通手段や利用方法、発着時間などの案内の充実、グリーンスローモビリティ等の二次交通の充実など) ・ 観光関連業界における、多言語への対応や知識の向上などを促す研修会の実施	約7億円
3 強みをいかした戦略的な誘客促進	・ 旅マエ、旅ナカ、旅アトでの行動ごとに適した媒体、手法による効果的な情報発信による誘客	約1億円
4 観光振興を通じた熊本市の活性化	・ 宿泊施設等の高付加価値化に要する費用への支援（多言語や災害への対応強化、Wi-Fi設備導入、キャッシュレス化など）	約2億円

※ 上記（3）は、熊本市観光マーケティング戦略に基づく新規・拡充事業の取組内容や事業規模を例示したものであり、各年度における具体的な事業の内容や規模については当該年度の予算編成時に検討を行うもの。

令和6年12月	熊本市議会（宿泊税条例素案、制度詳細の報告）
令和7年2月	熊本市議会（宿泊税条例上程）
3月	総務大臣協議開始（3か月程度）
6月	総務大臣同意（予定）
7月以降	旅行者への周知広報 特別徴収義務者への実務に関する詳細説明 市民、関係業界、県内自治体等への周知広報
令和8年	宿泊税条例の施行